

子ども・若者未来応援推進事業 公募要領

1 事業名称

子ども・若者未来応援推進事業

2 事業の目的

生活困窮世帯の若者、ケアリーバー、被虐待経験のある若者、ヤングケアラーなど、必ずしも家庭や家族からの十分な支援を受けることができない若者（以下「生活困窮世帯の若者等」という。）たちに対して、社会に巣立つためのチャレンジを支援することを目的とする。

3 公募

県は、事業の目的を達成するため、県内で生活困窮世帯の若者等を支援する者を募集の上、1者を選考し、事業費の補助を行う。

4 実施期間

実施期間は、補助金交付決定から令和9年3月31日までとする。

5 事業の概要

(1) 事業者の役割

若者等への支援

選考された事業者（以下「事業者」という。）は、県からの補助金を、事業者と連携して生活困窮世帯の若者等を支援する他のNPO法人等（以下「NPO法人等」という。）へ補助金として支出する。

当該NPO法人等は、次のとおり、生活困窮世帯の若者等の求めに応じて支援金を支給する。

なお、事業者は、将来的に、県の補助を受けずに自立的に運営することを念頭に、企業等から協賛金を募る。

(ア) 支援金の内容と金額

若者の社会への巣立ちに必要な初期費用の支援

支援の内容	上限額 (1人あたり)
大学・専門学校等の受験費用	35,000円
若者等の住居設定に要する初期費用（賃貸契約料、家具等の購入費等）	25,000円
就職活動に要する費用（スーツ・靴等の服飾費、面接会場までの旅費等）	40,000円

- (イ) 支援対象者 39歳以下の子ども・若者
- (ウ) 支援人数 延べ150人程度
- (エ) 支援対象地域 神奈川県全域

(2) 県の役割

- ア 事業の周知
- イ 企業への協賛金依頼、事業者とのマッチング
- ウ 生活困窮世帯の若者を支援する費用を補助

(3) 事業実施の流れ

- 2～3月 事業計画の募集（応募者が事業計画等の応募書類を県へ提出）
- 3月 県が事業者を選考
- 4月 補助金交付申請、交付決定
- 5～6月 NPO法人等への補助検討（募集方法及び審査等）
- 7～3月 NPO法人等への補助決定及び事業開始

6 応募者の要件

- (1) 子ども・若者等を支援する目的を有すること。
- (2) 子ども・若者等を支援するNPO法人等に対して助成を行った実績があること。
- (3) 企業等から寄付金や協賛金により資金調達を行った実績があること。
- (4) 生活困窮世帯の若者等を支援するため、県・市町村・関係者等を構成員とするネットワーク会議を有するか、今後設置予定であること。
- (5) 法人運営にあたり必要な各種規程が整備され、法令遵守体制が確立されていること。
- (6) 以下に掲げる事項をすべて満たしていること。
 - ア 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）であること。
 - イ 神奈川県内に主たる事務所を有すること。
 - ウ 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと）。
 - エ 県税その他の租税を滞納していないこと。
 - オ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
 - カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - キ 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (ウ) 法人にあっては、法人の代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

7 応募書類の提出及び提出後のスケジュール等

日付	項目	説明箇所
令和8年2月25日(水)	応募受付開始	7(1)～(2)、8(1)～(2)
令和8年3月11日(水)	応募意向連絡、質問締切	7(1)ア
令和8年3月18日(水)	応募受付締切	7(1)～(2)、8(1)～(2)
	ヒアリング及び選考	7(1)ウ、9
令和8年3月下旬	選考結果の通知(予定)	7(1)エ、オ
令和8年4月	交付申請手続き及び交付決定	
令和8年4月以降	補助事業の実施	

(1) 応募書類の提出期間等

ア 質問受付

質問は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課の「お問い合わせフォーム」で受け付ける。「お問い合わせフォーム」の「お問い合わせ内容」の文頭に子ども・若者未来応援推進事業の公募に係る質問であることを明記すること。

質問者は、令和8年3月11日(水曜日)17時までに質問すること

イ 応募書類の提出期間

令和8年2月25日(水曜日)から3月18日(水曜日)17時まで

※応募予定者(検討中を含む)は、事前に応募を予定している旨を生活援護課(電話:045-285-0190)へ連絡すること。

ウ ヒアリング

応募書類受付後に必要に応じて行う。日時については、個別に調整する。

エ 選考

「9 選考」を参照すること。

オ 選考結果の通知

令和8年3月下旬(予定)

(2) 応募書類の提出方法

ア 提出書類

必ず所定の様式を使用し、所定事項を記載して提出すること。様式は、「子ども・若者未来応援推進事業」ホームページ(10 問合せ先、ホームページアドレス(URL)参照)からダウンロードすること。

(ア) 事業計画書(様式1)

(イ) 応募者の概要等(様式2)

(ウ) 事業者の現在事項若しくは履歴事項証明書(コピー不可、発行日から3か月以内のもの)又はこれに代わるもの(以下「登記事項証明書等」という。)

(エ) 事業者の直近2会計年度の決算財務諸表(損益計算書、貸借対照表、キャッ

シュフロー計算書のうち、作成している既存の書類。)

(オ) 任意の添付書類

(カ) その他知事が必要と認める書類(県から指示があった場合に提出すること)

イ 提出部数

正本1部、副本2部

ウ 提出方法

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課に郵送(10 問合せ先、ホームページアドレス(URL)参照)すること。

なお、応募資格を有しない事業計画書等を提出した場合や提出された事業計画書等の記載事項に不備がある場合は、選外とする。

エ 事業計画書等の提出後の取扱い

(ア) 事業計画書等の変更、差替え、再提出及び返却には、原則として応じない。

ただし、事業計画書等の記載事項に軽微な不備があった場合又は不足書類があった場合については、別途指示する。

(イ) 事業計画書等の著作権は、事業者に帰属する。

(ウ) 事業計画書等は、事業者の選考及び選考後の事業実施以外には使用しない。

8 応募書類の記載方法

(1) 事業計画書(様式1)

ア 生活困窮世帯の若者等の支援に関する基本的な考え方、事業内容及びこれまでの実績

(ア) 基本的な考え方

どのような者を支援するのか、家庭環境・生活環境・就労(就学)状況などについて記載し、どのような支援を必要としているのかについて考え方を記載する。

(イ) 事業の具体的な内容

以下の項目について具体的な内容を記載する。

- ・ 支援のためのルール作りの方法
- ・ 支援にあたって、どのように公平性や透明性を担保するのか
- ・ 支援対象者への周知の方法 等

(ウ) これまでの実績等

これまで生活困窮世帯の若者等の支援を行った実績があれば記載する。

イ 実施体制

計画している事業内容と整合したものであり、効果的な事業実施体制であることが確認できるように記載すること。

ウ 実施スケジュール

事業の実施スケジュールについて記載する。

エ NPO法人等との連携

生活困窮世帯の若者等の支援を行うNPO法人等との連携、支援するNPO法人

等に対して適切な指導ができるかについて記載すること。

事業参画が見込まれるNPO法人等があれば、具体的な法人名を記載すること。

オ 企業等からの資金調達の方法・実績

企業等から資金調達について、今後想定する調達先や依頼方法、今までの調達実績について記載すること。

カ 将来的な自走化の見込み

将来的に、県の補助なしでも自走化できる見込みがあるか、見込みがある場合、いつごろまでに自走化できるか記載すること。

(2) 応募者の概要等（様式2）

ア 事業者の概要

事業者の概要（名称、代表者の職・氏名、設立年月日、従業員数、主な事業内容）を記載すること。

イ 応募要件確認欄

応募要件に合致しているか、適否を記載し、根拠書類がある場合は添付すること。

9 選考

(1) 選考手続

県において、評価項目ごとに評価し、1者を選考する。なお、選考結果については、応募者宛てに文書で通知する。

(2) 選考基準

ア 事業者の経営状況

事業者の経営状況は安定しているか。

イ 事業の実施体制

本事業を効果的に実施できる体制が取られているか。

ウ 事業の実施スケジュール

本事業を着実に実施できるスケジュールが設定されているか。

エ 生活困窮世帯の若者等の支援に関する基本的な考え方、事業内容及びこれまでの実績

生活困窮世帯の若者等の支援に関する基本的な考え方や事業内容、実績が適切か。

オ 生活困窮世帯の若者等を支援するNPO法人等との連携

支援を行うNPO法人等を集め、適切に補助を行うよう指導できるか。

カ 企業等からの資金調達

県の補助以外に企業等から資金調達する方法があるか。

キ 将来的な自走化の見込み

将来的に、県からの補助なしでも運用できる見込みがあるか。

ク 本事業全体の総合評価

将来的な発展性、継続性、期待できる効果など、本事業に関する総合的な評価

10 問合せ先、ホームページアドレス（URL）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 電話 045-285-0190

子ども・若者未来応援推進事業ホームページ

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/konkyu/sudati.html>